

日本政策金融公庫
融資利率
普通貸付2.4%~3.9%
(第三者保証人不要分)
マル経貸付 1.75%
(H25.2.1現在)

B^{IT}net February

中小企業金融円滑化法が平成25年3月31日終了

平成21年12月に、中小企業などの借り手が、返済負担の軽減を申し入れた場合、返済期間の延長や元金返済の一定期間の猶予、金利の軽減等条件変更ができる限り対応するよう金融機関に求めた法律である中小企業金融円滑化法が、本年3月31日をもって終了します。

経営状態の悪化などによる中小企業の借入金返済猶予または返済条件変更がこの法律によって認められたのは全国で300万件以上にのぼり、本年3月末日で期限切れとなると、このままでは再猶予は見込められず、経営改善が図られない限り、不良債権化を懸念して金融機関による貸し渋りが行われる心配ができてきます。このことは企業倒産の増加を招くことにもなりかねません。法律の適用を受けながら業績が思わしくない企業においては、今一度経営改善計画の策定について取り組むことが必要です。

金融庁では、5年~10年先に経営の健全化ができる計画があれば

不良債権にはしないなどとされており、現況が厳しくても経営再建が達成可能であることを計画書にして金融機関にアピールしていくことが重要です。経営改善計画など金融機関に提出する書類を自分で作成することが難しい場合もあります。その際には、商工会への相談を通じて、専門家の支援を受けて作成するなど活用ください。

国の方も、そのような貸し渋りなどの問題点について全国の財務局に融資に関する苦情相談の専用窓口を設けます。また、中小企業が求める融資条件の変更に金融機関がどれだけ応じたかを開示するよう求め、金融機関の健全性を検査する指針である金融検査マニュアルには、融資条件変更ができるだけ応じることを明記し、金融機関が正当な理由なく条件変更を拒否しないよう指導する対応をとることとしています。

平成24年分確定申告について

平成24年分確定申告の時期となりました。
年度の集計をして期限内の申告を行いましょう。
申告書の受付期間は、下記のとおりですのでご確認ください

- 所得税 平成25年2月18日(月)~3月15日(金)
- 個人事業者の消費税/地方消費税 平成25年1月4日(金)~4月1日(月)

国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され所得税、消費税の申告書や青色決算書などが作成できます。詳しくは www.nta.go.jp へ

平成24年分確定申告に係る納税の期限及び振替日は、下記のとおりです。

	納期限	振替日(振替納税の場合)
■所得税	平成25年3月15日(金)	平成25年4月22日(月)
■個人事業者の消費税及び地方消費税	平成25年4月1日(月)	平成25年4月24日(水)

所得税に関する主な注意点

- 平成23年度より 扶養控除等の改正
 - ・年少扶養親族(年齢16歳未満の扶養親族)に対する扶養控除が廃止されています。
 - ・年齢16歳以上19歳未満の方に対する扶養控除について、扶養控除の額が38万円とされています。特定扶養親族の範囲は年齢19歳以上23歳未満の扶養親族とされています。
- 平成24年度より 生命保険料控除の改正
 - ・生命保険料控除の対象となる保険料に、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく介護医療保険料(最高4万円の控除額)が追加されています。
 - ・平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料に係る控除額(各最高4万円の控除額)及び平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく旧生命保険料、旧個人年金保険料に係る控除額(各最高5万円の控除額)の合計額が最高12万円とされています。
- その他添付書類の添付忘れにご注意ください。
 - ・給与や年金の「源泉徴収票」・医療費控除を受ける場合の領収書、おむつ使用証明書等・住宅借入金等特別控除を受ける場合の住民票の写しや登記事項証明書等

事業主の退職金の確保は国の小規模企業共済制度で!

小規模企業の個人事業主が事業を廃止した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、第一線を退いたときに、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる国の共済制度です。

- 国がつくった「経営者の退職金制度」です
- 個人事業主や会社等の役員の方などが加入できます。
- 毎月の掛金は、全額所得控除となります。